

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所  
2020（令和2）年度共同利用・共同研究課題公募要項

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（共同利用・共同研究拠点「アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究拠点」）は、以下の要件を備えた共同利用・共同研究課題を広く募集します。共同利用・共同研究課題の実施を希望される方は、研究代表者として、共同利用・共同研究課題申請書、構成員一覧等の必要書類を作成し、応募してください。

1. 共同利用・共同研究課題の要件

- 1) アジア・アフリカ地域と関連する内容であること。
- 2) 言語学，文化人類学，歴史学，地域研究の分野。以下に挙げる研究テーマに関する研究課題が望ましい。ただし，これ以外の研究テーマも排除しない。
  - ・グローバル化時代における多元的世界の現状と発展の可能性
  - ・アジア・アフリカ諸言語の正確な理解と言語多様性の記録
  - ・イスラームやアジア・アフリカの諸問題の正確な理解に基づく解決
  - ・フィールドサイエンスに関連した理論構築
- 3) 本研究所専任教員1名以上の承諾を得て構成メンバーとし，メンバー（共同研究員（最大20名））間の役割分担が明確に規定されていること。なお，代表者が所外の研究者の場合は，副代表者を本研究所の専任教員とすること。

2. 研究期間

3年以内とする。

3. 研究代表者・共同研究員の資格，権利と義務

- 1) 資格：国公立大学及び国公立研究機関の教員・研究者またはこれらと同等の研究能力を有する者。現在所属を有さない者及び研究職としての身分を有さない者でも可とする。ただし，大学院生が研究代表者となることは不可。所属機関を有する者が共同研究課題に応募する場合は，申請前に所属機関からあらかじめ内諾を取っておくこと。日本学術振興会事業の身分を持つ者についても同様に，所属（受入）機関に確認を取った上で申請すること。
- 2) 研究代表者・共同研究員は本研究所が所蔵する資料や機器を利用することができる。
- 3) 共同研究員は研究代表者ととも共同研究を遂行し，共同研究終了時に，論文を執筆するなどの形で共同研究の成果公開に寄与しなければならない。
- 4) 研究代表者は本研究所による審査の上，共同利用・共同研究課題に関連した国際研究集会を開催することができる（年2件程度採択）。
- 5) 研究代表者は本研究所による審査の上，共同利用・共同研究課題の成果をAA研から出版することができる（年10件程度採択）。

4. 共同利用・共同研究課題の実施条件

詳細は、別紙「アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題（国内実施分）実施要領」を参照。

#### 5. 募集件数

10 件程度。

#### 6. 申請方法等

##### 1) 申請方法

上記 3. 1)の資格を有する研究代表者が、代表して申請すること。

##### 2) 申請手続き・応募書類

以下の応募書類を e-mail, 郵便または直接「8. 書類提出先」に提出すること。

a. 2020 年度共同利用・共同研究課題申請書（様式 1）（文字の大きさは、11ポイントで作成してください。）

b. 共同利用・共同研究課題構成員一覧（様式 2：原則として、採択後の共同研究員の追加は認めない。）

c. 共同研究員申込書（研究代表者及び共同研究員。）

d. 履歴書（研究代表者及び共同研究員。ただし本研究所専任教員を除く。）

本研究所ウェブページ (<http://www.aa.tufs.ac.jp/ja/projects/jrp>) からダウンロード可。なお、e-mail の件名は「AA 研共同研究申請書類」とし、封筒にも「AA 研共同研究申請書類」と朱書きで明記すること。

(e-mail で提出する場合は押印済みの書類を PDF で提出。合わせて、当該書類の WORD 等テキストデータも添付することが望ましい。)

##### 3) 申請期限

申請期限は 2019 年 8 月 30 日（金）（必着）とする。

#### 7. 採否

第 1 次審査として書類選考を行い、第 1 次審査で採択された研究課題の申請者（研究代表者）に、2019 年 10 月 27 日（日）に開催される共同利用・共同研究課題審査会でのプレゼンテーションを依頼する（審査会出席に要する旅費は本学の旅費規程で定める範囲内で支給する）。審査はいずれも、学外委員が半数以上を占める本研究所共同研究専門委員会が行い、採否は 2019 年 11 月中に所長から申請者に通知する。

#### 8. 書類提出先・問い合わせ先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学 研究協力課共同研究拠点係

Tel: 042-330-5600, Fax: 042-330-5610

E-mail: [ilcaajr@aa.tufs.ac.jp](mailto:ilcaajr@aa.tufs.ac.jp)

\*なお、審査を経て採択された共同利用・共同研究課題の実施については、2020（令和 2）年度予算の成立を前提とする。

（別紙）

アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題  
(国内実施分) 実施要領

1. 研究代表者の変更

やむを得ない事情により研究代表者を交代する場合は、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下、AA 研という）の事前の承諾を必要とします。

2. 研究会の開催

- 1) 各年度の初めに、年度計画書を AA 研に提出して下さい。
- 2) 研究会を開催するときは、遅くとも開催日の 1 か月前までに AA 研にご連絡下さい。AA 研から共同研究員をはじめ、関係する方々に通知いたします。
- 3) 研究会は、原則として AA 研（本郷サテライトを含む。）で開催していただきますが、研究代表者・共同研究員の所属機関（勤務形態は常勤・非常勤を問いません）で開催するほうが限られた予算を有効活用できる場合には、研究代表者・共同研究員の所属機関で開催することができます。なお、これ以外の理由で AA 研以外の会場で研究会を開催したい場合は、その必要性を明示して事前に AA 研の承認を得て下さい。

3. 研究協力者

特定の研究会において特に必要な場合は、事前に AA 研の承諾を得て、研究協力者を招聘することができます。

4. 研究経費

- 1) AA 研は、国内旅費（次項参照）、会場費（研究会開催の 3 ヶ月前までに研究協力課・共同研究拠点係に相談）、及び研究成果公開に要する経費を、予算の許す範囲で負担します。なお、国内旅費と会場費の支給総額は原則として、共同研究員が 16 人以上の場合は年間 80 万円まで、10～15 人の場合は年間 70 万円まで、9 人以下の場合は 45 万円までとしますが、研究所の予算に余裕があれば、秋以降の補正予算で増額希望に応じます。
- 2) 共同研究員・研究協力者が研究会に参加するための旅費は、東京外国語大学旅費規程に定める範囲内で支給します（宿泊費込みのパック料金の利用も可能です）。国外居住者の場合には、入国地（原則として研究会開催地の最寄りの空港）から研究会開催地まで支給し、日当・宿泊料については国内共同研究員に準じます。
- 3) 経理は、AA 研（研究協力課・共同研究拠点係）で行います。

5. 成果の公表

- 1) 共同利用・共同研究課題の研究成果は、公表することを原則とします。
- 2) 公表に際しては、AA 研の共同利用・共同研究課題の成果であることを明示し、当該刊行物・関連資料等を AA 研に 2 部寄贈して下さい。
- 3) 研究会等を実施した場合は、その都度、研究会実施報告を提出して下さい。この実施報告は、AA 研ウェブサイトで公開します。

6. 研究の報告と評価

- 1) 各年度末に、共同利用・共同研究課題の年次報告書を AA 研に提出して下さい（提出期限は、翌年度の 4 月末日厳守）。
- 2) 最終年度には、研究期間のすべてにわたる報告書を、翌年度の 4 月末日までに、AA 研に提出して下さい。
- 3) 年次報告書・最終年度報告書は、AA 研共同研究専門委員会により評価されます。上記の締切日に提出がなかった場合には、報告書なしで審査に付されますので、ご注意ください。また、評価の結果によっては、研究期間の短縮等が求められることがあります。

#### 7. 研究の中止

共同利用・共同研究課題を継続し難い事由の発生したときは、研究代表者又は AA 研の申し出に基づき、両者協議の上、当該研究課題の実施を中止することがあります。

#### 8. その他

共同利用・共同研究課題の実施に際して、ここに定めのない事柄については、AA 研にご相談下さい。

ご連絡先：

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学 総務企画部研究協力課共同研究拠点係

Tel: 042-330-5600, Fax:042-330-5610

E-mail : [ilcaajr@tufs.ac.jp](mailto:ilcaajr@tufs.ac.jp)